

資料 2 - 8

清須市名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業申出換地取扱要綱案

清須市名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業申出換地取扱 要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、清須市名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業換地設計規則（平成27年清須市規則第 号。以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、申出換地の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(申出対象区域)

第2条 換地の申出をすることができる区域（以下「申出対象区域」という。）は、次に掲げる区域とする。

- (1) 仮線用地区域 名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業の事業計画（以下「事業計画」という。）の設計図における8-1号区画道路、6-1号特殊道路及び1号街区公園に囲まれた宅地、6-3号区画道路及び6-5号区画道路に囲まれた宅地並びに都市計画道路3・4・360新清洲駅駅前北線、6-2号区画道路及び6-3号特殊道路に囲まれた宅地の一部
- (2) 商業機能区域 事業計画の設計図における6-1号区画道路、8-1号区画道路及び8-2号区画道路に囲まれた街区に存する大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。）の駐車場

(申出)

第3条 申出をすることができる者は、土地の所有権を有する者とする。

2 特別の事情がある者については、市と協議を行い、申出をすることができる。

(申出ができない土地)

第4条 次のいずれかに該当する場合は、申出することができない。

- (1) 賃借権、永小作権等土地を使用し、又は収益することができる権利がある土地
- (2) 仮登記、差押え等第三者に警告を与えることを目的とする権利がある土地

(3) 抵当権、根抵当権等担保権設定がされている土地、贈与税、相続税等の納税猶予を受けている土地等で市が不相当と認めた土地

(換地の位置)

第5条 市は、申出のあった整理前の宅地にあつては、規則第7条の規定にかかわらず、当該宅地の全部又は一部の換地を申出対象区域に定めることができるものとする。

(申出の方法)

第6条 申出をしようとする者（以下「申出者」という。）は、申出対象区域申出書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申出者の印鑑登録証明書

(2) 相続届出書（第2号様式）（土地所有者が死亡し、かつ、相続登記がなされていない場合であつて、他の規程の定めによる提出をしていない場合に限る。）

(申出の決定)

第7条 市長は、前条の規定に基づく申出書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認める場合にあつては申出決定通知書（第3号様式）により、相当と認めない場合にあつては申出不採択通知書（第4号様式）により申出者に通知するものとする。

(仮線用地区域に換地を希望しない旨の申出)

第8条 整理前の宅地が仮線用地区域内に存する場合であつて、当該区域に換地を希望しないときは、仮線用地区域に換地を希望しない旨の申出書（第5号様式）に第6条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(仮線用地区域に換地を希望しない旨の申出の決定)

第9条 市長は、前条の規定に基づく申出書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、仮線用地区域に換地を希望しない旨の申出決定通知書（第6号様式）により申出者に通知するものとする。

(申出者の責務)

第10条 第7条又は前条の規定により決定通知を受けた者は、申出対象区域の土地利用上の法規制等を遵守し、土地利用を行わなければならない。

(申出の承継)

第11条 第7条の規定により申出換地対象宅地として決定された宅地の所有者に

変動が生じたときは、当該申出に関する全ての事項について、変動後の所有者に承継するものとする。

(申出決定の変更等)

第12条 市は、申出決定後、事業計画変更に伴い申出対象区域が変更となる場合は、申出決定の変更及び取消しを行うことができるものとする。

2 変更前の申出対象区域と同等の土地利用を図ることができる施設への仮換地変更が対象の申出者の承諾をもってなされた場合にあっては、申出の取扱いは継続できるものとする。

(雑則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年9月24日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

（表）

年 月 日

名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業

施行者 清須市

清須市長 様

申出対象区域申出書

新清洲駅北土地区画整理事業地区内に所有する下記の土地については、次のとおり申出対象区域へ申出をします。

申出者	住所			
	ふりがな 氏名	⑩ (実印)	電話	() -

なお所有者に変動が生じたときは、当該申出書に関する全ての事項について、変動後の所有者に承継します。

記

字名	地番	地目	登記地積 (m ²)	申出地積 (m ²)	申出対象区域	備考
					<input type="checkbox"/> 仮線用地区域 <input type="checkbox"/> 商業機能区域	
					<input type="checkbox"/> 仮線用地区域 <input type="checkbox"/> 商業機能区域	
					<input type="checkbox"/> 仮線用地区域 <input type="checkbox"/> 商業機能区域	
					<input type="checkbox"/> 仮線用地区域 <input type="checkbox"/> 商業機能区域	

(裏)

添付書類

- 1 申出者の印鑑証明書（法人の場合は、法人の印鑑証明書） 通
- 2 相続届出書（土地所有者が死亡し、未提出の場合に限る）

共有申出者記載欄

共有申出者	住 所			
	ふりがな 氏 名	① (実印)	電話	() -
共有申出者	住 所			
	ふりがな 氏 名	① (実印)	電話	() -
共有申出者	住 所			
	ふりがな 氏 名	① (実印)	電話	() -
共有申出者	住 所			
	ふりがな 氏 名	① (実印)	電話	() -
共有申出者	住 所			
	ふりがな 氏 名	① (実印)	電話	() -

第2号様式（第6条関係）

相 続 届 出 書

年 月 日

被相続人	住 所				
	ふりがな				
	氏 名				
相続人	住 所				
	生年月日		性別		職業
	ふりがな				
	氏 名	㊟（実印）			
相続人	住 所				
	生年月日		性別		職業
	ふりがな				
	氏 名	㊟（実印）			

下記の土地について 年 月 日（所有・借地）権を相続したので、別紙書類を添えて届出します。

名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業

施行者 清須市長 様

記

土地登記簿記載事項又は被相続人が申告した土地				
字名	地番	地目	地積	被相続人住所氏名

- (注) 1 この書類には、相続人全員が署名押印し、かつ、全員の印鑑登録証明書（発行の日から3箇月以内のもの）を添付してください。
- 2 相続人が多数で全員が記載できないときは、別紙を貼って記入し貼り合せた箇所に相続人全員で割印してください。
- 3 この届出書には、相続を証する書類（戸籍謄本、遺言書、遺産分割協議書等の写し）を添付してください。

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業
施行者 清須市
清須市長

申出決定通知書

年 月 日付けで申出のありました土地について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

申出のあった土地					申出の決定事項		
字名	地番	地目	登記面積 (㎡)	申出面積 (㎡)	申出対象区域	面積 (㎡)	備考

注1 この通知後、申出の取下げは出来ません。

2 この通知後、「申出対象区域」に換地を定める宅地の所有権が移転した場合は、新たな所有者が申出に係る全ての事項について承継することになります。

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業

施行者 清須市

清須市長

申出不採択通知書

年 月 日付けで申出のありました下記土地について、不採択としましたので通知します。

記

申出のあった土地						
町名	地番	地目	登記地積 (㎡)	申出地積 (㎡)	申出対象区域	備考

注 不採択となった土地は、換地設計規則に基づき換地を定めます。

第5号様式（第8条関係）

（表）

年 月 日

名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業

施行者 清須市

清須市長 様

仮線用地区域に換地を希望しない旨の申出書

新清洲駅北土地区画整理事業地区内に所有する下記の土地については、仮線用地区域に換地を希望しない旨を申し出ます。

申出者	住 所			
	ふりがな 氏 名	⑩ (実印)	電話	() -

記

字名	地番	地目	登記地積 (㎡)	申出地積 (㎡)	備考

(裏)

添付書類

- 1 申出者の印鑑証明書（法人の場合は、法人の印鑑証明書） 通
- 2 相続届出書（土地所有者が死亡し、未提出の場合に限る。）

共有申出者記載欄

共有申出者	住 所			
	ふりがな 氏 名	① (実印)	電話	() -
共有申出者	住 所			
	ふりがな 氏 名	① (実印)	電話	() -
共有申出者	住 所			
	ふりがな 氏 名	① (実印)	電話	() -
共有申出者	住 所			
	ふりがな 氏 名	① (実印)	電話	() -
共有申出者	住 所			
	ふりがな 氏 名	① (実印)	電話	() -

第 号
年 月 日

様

名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業
施行者 清須市
清須市長

仮線用地区域に換地を希望しない旨の申出決定通知書

年 月 日付で申出のありました土地について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

申出のあった土地					申出の決定事項	
字名	地番	地目	登記面積 (㎡)	申出面積 (㎡)	面積 (㎡)	備考

注1 この通知後、申出の取下げは出来ません。

2 この通知後、宅地の所有権が移転した場合は、新たな所有者が申出に係る全ての事項について承継することになります。